

子どもの貧困問題のための実態把握と対策強化を求める意見書

日本の子どもの貧困率は、16.3%（2012年度）と、6人に1人という、OECD加盟国の平均を上回り、依然として深刻な状況にある。中でも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%で、より深刻となっている。

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013年に策定された。

同法に基づいて国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」も、「親から子への貧困の連鎖を断ち切る」ことをうたい、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」など多くの施策をかかげている。これらを実効性のあるものにすることが早急に求められており、すべての子どもが人として大切にされる社会をつくることは重要である。

よって政府においては、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 子どもの貧困の実態把握のための調査手法を確立するとともに、改善課題の目標を明示し、諸施策を確実に実行すること
- 2 地方自治体が地域の実情を踏まえた計画を策定し、地域を基盤とした支援ネットワークの整備をすすめられるよう支援策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成28年9月27日

川口市議会議長

吉田英司

内閣総理大臣
文部科学大臣 様
厚生労働大臣